

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|---|
| 1 | 2号機 | 主復水器（A2）ホットウェルの導電率上昇を示す警報の発生及び当該導電率計の指示値に一時的な上昇が認められたため、対応検討 | A s | 1月14日公表済 (PDF161KB) 1月14日再審議により 区分及びグレード変更 その他→区分Ⅲ C → A s |

その他：30件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 1 | 1号機 | 気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置除湿塔（B）の再生用空気入口弁のフランジ接続部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 2 | 1号機 | タービン建屋大物搬入口上部外壁の塗装に一部剥離（長さ；約50cm、幅；約5cm）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 3 | 1号機 | 原子炉格納容器除湿冷却系の冷却水温度調節弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 4 | 1号機 | 屋外油ドレン油分離槽のレベル計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該レベル計を点検・調整 | D | |
| 5 | 1号機 | 気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ建屋換気空調系の冷却装置（A）に動作不良認められたため、当該装置を点検・修理 | D | |
| 6 | 2号機 | 主復水器細管洗浄装置（B1）用回収器の出口弁及び入口弁にシートリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 欠番 | | | | |
| 8 | 2号機 | 廃棄物処理建屋操作室の空調機制御盤に機器異常の発生を示すメッセージが表示されたため、当該空調機を点検・修理 | D | |
| 9 | 2号機 | 取水設備スクリーン付近の路面コンクリートに一部破損が認められたため、当該部を点検・補修 | 対象外 | |
| 10 | 3号機 | 1～4号機共用所内ボイラ用給水ポンプ（B）軸受への潤滑油補給の際、給油口のキャップが破損したため、当該キャップを交換 | D | |
| 11 | 4号機 | 中央操作室内オペレータ操作卓のページング装置に拡声操作不能（スイッチの接触不良）が認められたため、当該ページング装置を点検・修理 | D | |
| 12 | 4号機 | 電気油圧式主タービン制御装置の高圧油ポンプ（B）の出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整 | D | |
| 13 | 4号機 | 原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）の軸シール部より水のリーク（最大2秒間に1滴程度）が認められたため、監視を継続 | D | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|--------------------------------|
| 14 | 4号機 | 中央操作室制御盤に設置されている主復水器（B）の真空度指示計（広域）に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該真空度指示計を点検・調整 | D | |
| 15 | 4号機 | 主発電機水素ガス冷却系補給用水素ポンベの1次圧力調整弁入口弁のグラウンド部より水素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 16 | 4号機 | 所内ボイラ蒸気溜用ドレントラップ前弁付近の保温材表面より蒸気凝縮水のリーク（1秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 17 | 4号機 | 復水脱塩装置用イオン交換樹脂再生室のドレンサンプ用レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理 | C | 4月9日の再審議により グレード変更 D → C |
| 18 | 4号機 | 屋外スチームドレンサンプルタンク（B）入口弁駆動用電磁弁にシートリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理 | D | |
| 19 | 5号機 | 原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器出口のサンプリング用減圧機構の取付け部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 20 | 5号機 | 所内ボイラ（A）用スートブロー蒸気取出し配管にピンホールが認められたため、当該配管を点検・修理 | D | |
| 21 | 5号機 | 廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（C）用加熱蒸気入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 22 | 5号機 | 原子炉建屋5階北東側に敷設されている空調ダクト風量測定口のカバー（アクリル製）が外れていたため、当該カバーを取付 | D | |
| 23 | 5号機 | 非常用ディーゼル発電機（A）用燃料デイトンク室の外側扉に施錠不能が認められたため、当該扉を点検・修理 | D | |
| 24 | 5号機 | 原子炉隔離時冷却系ポンプ室内空調機の本体基礎部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 25 | 5号機 | 消火系ディーゼルエンジン駆動消火ポンプのエンジン部にエンジンオイルのにじみが認められたため、当該部を点検・修理 | C | |
| 26 | 5号機 | 炉心スプレイ系加圧水圧力抑制弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 27 | 6号機 | タービン建屋に設置されている照明用分電盤内の「予備」扱いとなっている電源回路のしゃ断器（2台）が「入」状態になっているため、原因調査 | D | |
| 28 | 6号機 | 制御棒駆動装置の温度高を示す警報が発生し、即復帰する事象が頻発するため、当該温度記録計及び温度検出器を点検・修理 | C | |
| 29 | 6号機 | 所内ボイラ（B）用スートブロー元弁のグラウンド部より蒸気のリーク（モヤモヤ程度）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 30 | 6号機 | 炉心特性等の解析業務委託における、新たな制御棒パターンで運転した場合の解析結果報告に一部記載誤りが認められたため、対応検討 | C | |
| 31 | 集中環境施設 | 中央操作室に設置されている廃液乾燥固化系コンベア（B）監視用テレビモニタ装置の画面に映像不良が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで